

ごみ減量推進だより

発行/垂井町役場 編集/住民課環境衛生係 電話 0584-22-1151(内線 248/249)

○ポイ捨てをなくそう! ○~ごみの適正処理を~

道端に落ちている紙くず、歩道に散らかったたばこの吸い殻、山林や河川に捨てられた廃家電などを見かけたことはありませんか?

町では、「垂井町ポイ捨て等防止条例」として、空き缶や空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻などを決められた場所以外に捨てることを禁止しています。

ごみは、種類などに応じて排出者や製造者の責任が細かく定められており、ルールに従ってごみを排出・処理する必要があります。しかし、ごみを出すときにごみ処理手数料やリサイクル料金などを負担せず、決められた場所以外にごみを捨てる人が少なからずいます。このような行為はポイ捨てや不法投棄と呼ばれ、法律により5年以下の懲役又は、1千万円以下の罰金が科せられることがあるほか、地域全体にさまざまな悪影響を及ぼします。

ポイ捨てや不法投棄されたごみの種類によっては、有害物質が含まれていたり、周囲に悪臭が発生することもあります。また、ポイ捨てや不法投棄は、ごみが捨てられた土地の所有者に迷惑をかけることはもちろん、環境汚染にもつながります。最近、大手飲食店を中心にプラスチック製ストローの廃止についてのニュースがありましたが、マイクロプラスチックによる海洋汚染も、プラスチック類のポイ捨てが原因の1つとなっています。

ポイ捨てや不法投棄は、同じ場所に何度も行われる傾向にあります。最初にポイ捨てを行った人は軽い気持ちで行うのかもしれませんが、捨てられたごみを見た人が「他の人が捨てているなら私も」と考えてごみを捨てることもあり、同じ場所に繰り返しごみが捨てられる悪循環となってしまうこともあります。

町では、きれいなまちづくりを進めるため、不法投棄が多い場所への巡回パトロールや投棄ごみの回収を行っています。町だけで全て対応するのは困難です。そのため、自然環境美化デーをはじめ、地域の清掃活動など住民の皆さんにご協力いただいています。

ポイ捨てや不法投棄のない社会を構築するため、ポイ捨てや不法投棄が犯罪であるという認識を持ち、このような行為をしないことはもちろん、大きなごみや大量のごみが捨てられているのを発見したときには町や警察に通報するなど、ポイ捨てや不法投棄を許さないまちにしていきたいと思います。



町のパトロールやボランティア活動によって集められたごみ

～収集後のごみの話～第3回 (不定期連載)

ごみ出した物が、その後どうなっているか気になったことはありませんか？ このコーナーでは、その後について紹介していきます。

(陶磁器編)

年3回、指定された集会所等に設置した黄色い箱で回収している陶磁器は、クリーンセンター（表佐地区）へ持ち込みます。また、エコドームにて随時回収している陶磁器も、同じように持ち込んでいます。

回収されたものは、全て確認し、不適切なものを除外します。硝子製品や食器以外のものが入っているとリサイクルが出来ないため、全て人の手で選別しています。

選別後の陶磁器は再生工場（土岐市）に運ばれ、1mm以下の大きさに粉砕されます。その後、粘土などに混ぜ込み、さらに細かく粉砕。陶磁器・焼き物をつくる坯土（はいど）に再生し、成形、焼成して、また皆様の手に、商品として戻ってくることとなります。ちなみに、陶磁器の原料以外に、耐火物・タイル原料としても利用されます。

陶磁器は通常「不燃物」としてゴミステーションから回収もしています。しかしながら、「不燃物」として捨ててしまえば、最終処分場に埋め立てられてしまうこととなり、資源としての価値が無くなってしまいます。また、最終処分場も埋められる量に限りがあります。



回収された陶磁器



陶磁器・焼き物づくりに欠くことができない粘土・長石・けい石等は、地球環境が長い時間をかけて作りだした枯渇性天然資源です。これらの貴重な資源をいつまでも大切に使いつづけるために、皆様の分別へのご理解ご協力、よろしくお願いします。

←再び食器として生まれ変わった製品（Re-食器）の一例

【ごみ収集について】

- ・3月1日（金）～7日（木）は、粗大ごみ収集を行います。
- ・3月1日（金）、7日（木）は不燃物の収集を行いません。
（アルミ缶の収集は行います。）

※詳しくは
広報たるい2月号掲載

- ・3月21日（木・祝）は、すべての収集を行いません。
※振替収集は行いませんのでご注意ください。

